

通知（地指. 捜1）第388号

令和4年11月24日

1	年	保	存
令和6年3月31日まで			

関 係 所 属 長 殿

地 域 指 導 課 長

適正な職務質問の徹底について

職務質問に関しては、これまでも、国籍や容姿等に係る不適切な事案について、国会等で取り上げられたり、外交機関で問題視されたりしたほか、警察庁や弁護士会が実施した職務質問におけるレイシャルプロファイリングに関する調査結果について、大きく報道されています。

これらの問題となった職務質問においては、警察官に人種や国籍等への偏見があったわけではありませんが、職務質問の際に、不適切、不用意な言動があったと認められました。

こうしたことが繰り返されると、職務質問を巡る環境は一層厳しくなり、地域警察活動全般に大きな影響を与えかねず、今こそ、毅然とした冷静な態度を堅持し、適正な職務の遂行に努める必要があります。

したがって、法に基づいた適切かつ的確な職務質問を、自信を持って行うことができるよう、下記の留意事項について、繰り返し指導をお願いします。併せて、いわれのない批判や苦情をおそれ、街頭活動が消極的になることがないように、士気高揚への配意をお願いします。

記

- 1 職務質問は、言うまでもなく、犯罪の捜査、予防につながる重要な活動であり、警察官職務執行法第2条の定める要件に従って行わなければならない、人種や外見等を理由に行うことはできないこと。
- 2 職務質問の際に、相手方に誤解を招くような人種や外見等に関する不適切、不用意な言動は厳に慎むこと。
- 3 職務質問をはじめ各種取扱いの際は、プライバシーや相手方の立場を考慮した対応に努め、終了時には協力に対する謝意を明確に伝えること。
- 4 相手方に携帯電話等で撮影されたり、挑発されたりした際も、毅然とした冷静な態度を堅持し、適切な対応に努めること。